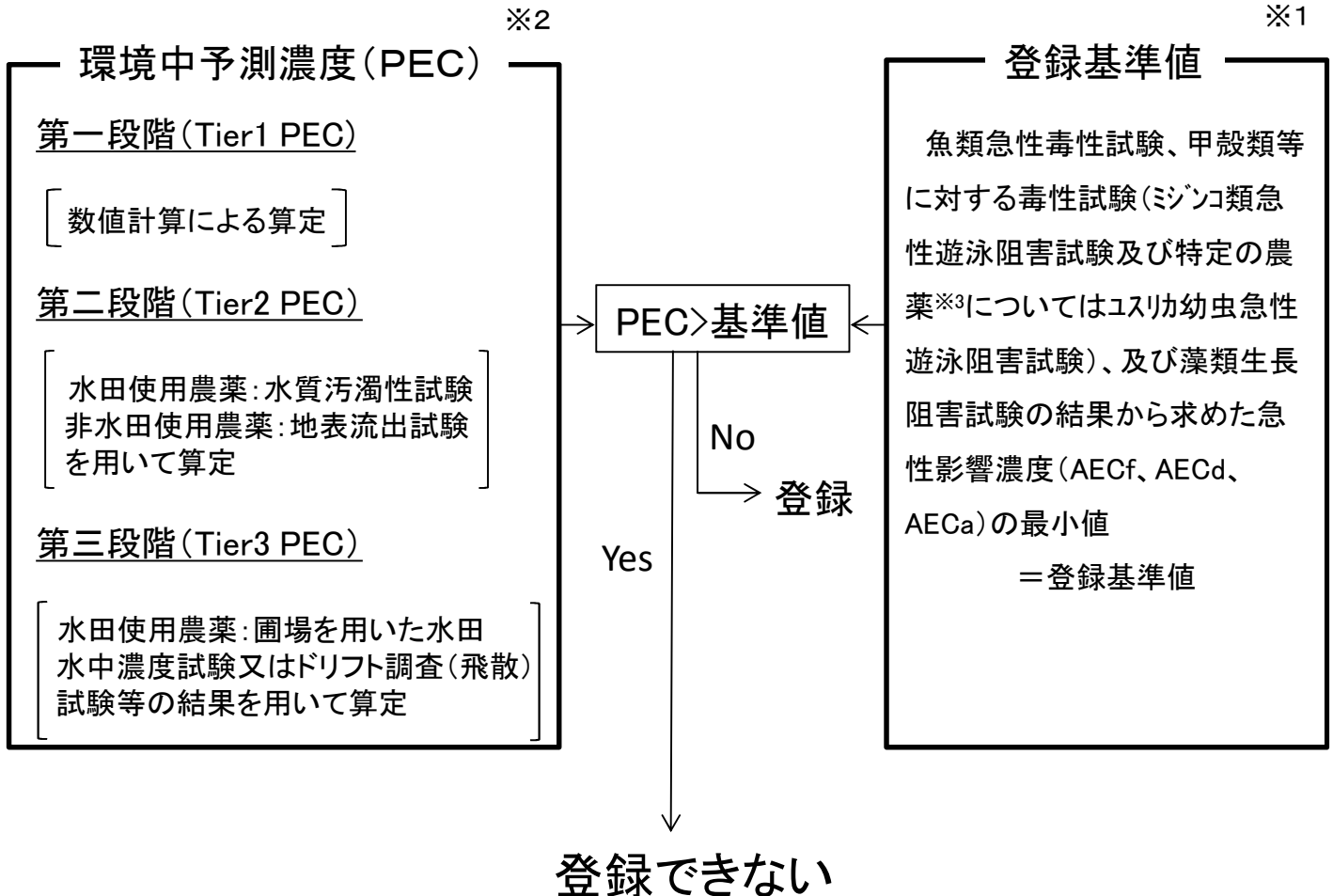


評価方法

農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度(水産PEC:水産動植物被害の評価の観点から予測した濃度)が、水産動植物の毒性試験結果に基づき環境大臣が定める基準値に適合しない場合には登録できません。

●登録基準の仕組み



※1 AECf=コイ又はヒメダカ等を用いた魚類急性毒性試験で得られた最小の半数致死濃度(LC₅₀)に不確実係数を乗じた数値

AECd=オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験等で得られた最小の半数遊泳阻害濃度(EC₅₀)に不確実係数を乗じた数値

AECa=ムレミカヅキモ等を用いた藻類生長阻害試験で得られた最小の半数生長阻害濃度(EC₅₀)

より実環境に近い試験系による試験法(追加生物種の試験、異なる成長段階での試験、フミン酸を含む水での試験)での毒性試験結果がある場合には、これらも評価に用いて登録保留基準を設定する。

※2 既登録農薬についてはPECに代えて環境モニタリング調査の結果も活用可

※3 既に登録されているニコチン性アセチルコリン受容体又はGABA受容体に作用する殺虫剤(ネライストキシン系殺虫剤を除く。)。詳細は、平成28年3月3日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第50回)資料4を参照。